

検討項目、 を中心としたこれまでの検討内容の中間まとめ

1. 基本的な視点

後期高齢者の急増、平均年令が40歳を超えることなど、諸外国に例のない超高齢社会の到来を控え、また、疾病構造の変化、国民の生活水準の向上等に伴う医療ニーズの多様化、医療の高度化など社会経済の変化に的確に対応し、将来にわたってすべての国民が安心して医療を受けることができるよう、次のような基本的な視点から、揺るぎない医療保険制度を確立する必要がある。

(1) 公平性の確保

制度間、保険者間、施設・サービス間における格差の是正  
地域間格差の是正（地域により医療費等の格差があるととも、人件費等の地域差がある。）

(2) 効率性の確保

限りある医療費財源の有効活用  
保健・医療・福祉の機能分担と連携

(3) 医療における質の向上、確保

量的拡大から質の確保  
良好な療養環境に対するニーズの高まりへの対応

(4) 安定性の確保

医療保険制度の長期的な安定運営の確保  
医業経営の安定

2. 医療保険をめぐる状況の変化

以上の基本的な視点とともに、以下のような近年の医療保険をめぐる状況の変化及びその問題点を踏まえる必要がある。

(1) 疾病構造の変化

高齢化の進展、公衆衛生水準の向上等に伴い、疾病構造が感染症中心から成人病中心に変化している。

入院サービスにおける生活関連部分（衣、食、住等）の増大  
医療と保健・福祉との「境界領域」の拡大  
（ex. 訪問看護、老健施設、在宅医療）  
日常の健康管理やヘルス事業の重要性の増大

## (2) 国民の生活水準の向上

国民の生活水準の向上に伴い、より良い療養環境等を求めるニーズが生じている。

医療サービスにおいても、患者の選択、同意が基本にあるべきだという意識が広まっている。また、このことを通じて医療の質の向上が期待されている。

## (3) 医学・医療の進歩

高度な医療技術や医薬品の開発が進むとともに、その普及が期待されている。

これに伴い、高齢化の進展や医療供給体制の整備等と相まって、医療費の増嵩が避けられない。

他方、臓器移植等における生命倫理の問題や、こうした技術の医療保険への導入や費用負担の在り方などの問題が生じている。

## (4) 国民医療費の増大

近年、毎年1兆円ずつ増加。高齢化の進展、医学・医療の進歩等に伴い、今後とも増大が見込まれる。

医療費の増大や年金の成熟化等に伴い、社会保障給付費の増大や、現在40%弱の国民負担率が上昇すると見込まれる。

医療費に対する国庫負担は国家予算において相当の割合を占め、近年の財政事情等から、その確保が次第に困難になりつつあり、安定的な財源の確保が課題となっている。

## 3. 医療保険制度に関する問題点

### (1) 国民の医療に対するニーズの変化に十分応えられるものとなっているか。

我が国の療養環境の水準は、国民の生活水準の向上に見合っており向上してきているとは言い難いという指摘がある。

ニーズの多様化、高度化に対し、すべて公的医療保険で対応することが可能かどうか、あるいは適当かどうかという議論がある。

### (2) 医療保険の給付を通じて、医療の質の確保・向上が図られる仕組みとなっているか。

また、医撮サービスや療養環境の適切な評価をどのように行うべきか。

### (3) 病院、在宅、老人保健施設、特別養護老人ホーム等における費用負担が、不整合、不均衡となっていないか。また、それが、社会的入院等の不適切な状態を招いていないか。

### (4) 付添看護等のいわゆる保険外負担が生じており、基準看護病院等に入院している者と、そうでない者の間に負担の不均衡が生じているのではないか。

### (5) 地域における医療費等の格差やコストの格差が生じており、これに適切に対応できていないのではないか。

### (6) 医療保険制度における給付と負担の公平化をどう図っていくか。制度間の格差を是正する手法としての国庫負担の投入に制約が生じているが、今後、医療保険における

財源や負担の在り方をどう見直していくか。

#### 4. 公的医療保険の役割と今後の対応

##### (1) 公的医療保険の役割

すべての国民は良質かつ適切な医療を受ける機会が保障される必要がある。このような観点から、公的医療保険制度は、国民から保険料を徴収し、疾病等の保険事故が発生した場合に必要な給付を行うという、リスク・ヘッジ機能の役割を果たすことを目的として設けられている。なお、疾病構造の変化等に伴い、リスクの内容が変化していることに留意すべきである。

また、公的医療保険においては、保険料は収入に応じて徴収されており、所得再分配効果もある。

こうした公的医療保険の役割を踏まえ、中・長期的対応と当面の対応といった観点も考慮しつつ、次のような対応を図る必要がある。

##### (2) 今後の対応

###### ア. 制度の基盤への要請

国民に受療機会を保障し、国民生活の安定を確保する観点から、今後とも、国民皆保険体制を維持することが必要である。

高齢化の進展、疾病構造の変化等社会経済情勢の変化に対応し、老人保健制度等との関係にも留意しつつ、長期的に安定した医療保険制度を確立する必要がある。

これまで、特定療養費制度の創設、拡大等により患者ニーズの多様化への対応を図るとともに、老人保健施設、介護力強化病院、療養型病床群の創設等により相対的に治療ニーズが低く、看護、介護ニーズが高い患者の増大に対応してきたが、今後、これらの整合性のとれた体系的な展開を図る必要がある。

###### イ. 制度の運営への要請

医療費に関する負担やその財源の在り方について検討を進める必要がある。

医療保険財源の制約がある中で、公的医療保険について給付の重点化を図っていく必要がある。

公平性の確保を図る観点、患者の選択の幅を拡大する観点等から、給付の範囲や費用負担の在り方について見直す必要がある。

#### 5. 公的医療保険の給付の範囲・内容の見直し

公的医療保険の給付の範囲・内容について、以上のような基本的な視点及び公的医療保険の役割を踏まえ、社会経済情勢の変化等に対応した適切な見直しを図ることとし、今後、次のような項目について、さらに掘り下げた検討を行うものとする。

##### (1) 保険給付の内容の見直し

###### ア. 給食

在宅・施設間を通じた負担の公平、給付の重点化、給食の質の向上を図る等の観点から、給食に係る給付の在り方を見直す必要がある。

イ．室料

患者の療養環境に関するニーズの多様化等に応えるため、給付の在り方を見直す必要がある。

ウ．薬剤・治療材料

薬剤等の使用の適正化、保険給付としての必要性、優先度等の観点から、薬剤や治療材料の給付の在り方について検討する必要がある。

(2) 特定療養費制度の活用

医学・医療の高度化や国民のニーズの多様化等を踏まえ、特定療養費制度の適切な活用を図っていく必要がある。その際、高度先進医療に係る特定療養費制度における患者負担については、何らかの配慮が必要と考えられる。

(3) 現金給付の見直し

現金給付については、実態等を踏まえ、その在り方について検討する必要がある。

(4) 医療関連給付の見直し

ア．療養費

療養費払いの給付について、医療保険制度における位置付け、適正化等の観点から、その在り方を見直す必要がある。

イ．保険外負担

付添看護等保険外負担について、公的医療保険の役割の在り方等の観点から、その内容に応じ、在り方を見直す必要がある。

ウ．保健福祉施設事業

疾病構造の変化に伴う健康管理の重要性の増大、被保険者のニーズの変化、事業の費用対効果等を踏まえ、健康診査、健康教育など保健福祉施設事業の在り方について検討する必要がある。

(5) 介護問題への対応

介護については、今後高齢化に伴い介護サービスのニーズが高まるので、その費用負担の在り方やサービス供給の体系について社会保障全般にわたる検討が必要である。

医療保険制度としても、介護の問題にどのように関与していくかが検討課題となると考えられる。

(6) その他

技術料や看護料の適正な評価など医療の質の向上を図るための措置について検討される必要がある。

現在、診療報酬は全国一律のものとして設定されているが、人件費など医療機関の運営の実態については地域差があることなから、診療報酬において、地域差についてどう考えるか検討される必要がある。

医療費については、著しい地域格差などの問題がみられるが、公平の観点などから、その是正を一層進める必要がある。

医療施設の機能の体系化、へき地医療対策の推進及びマンパワーの適切な養成・確保の在り方等について、さらに検討が進められる必要がある。

生涯にわたる健康管理、サービスの整合性・統合性、事務処理の簡素・合理化といった見地に立ったシステム化を進める必要がある。こうした観点から、被保険者証のカード化や診療報酬請求事務の電算化などについて検討する必要がある。